

ながふく障がい者プラン(2021-2026)の評価方法について

1 各計画の進捗管理について

各計画にそれぞれ設定されている下記項目の進捗状況等を評価することにより、計画の進捗管理を行う。

計画名	項目	内容
第4次 障がい者基本計画	計画期間	令和3年度～令和8年度（6年間）
	策定内容	障がい者施策全般の基本的な方向性を定める
	評価項目	重点項目（特に重点的に取り組む項目）、施策項目 ※参考資料「第4次障がい者基本計画の施策体系」
第6期 障がい福祉計画	計画期間	令和3年度～令和5年度（3年間）
	策定内容	障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込み量、見込み量確保のための方策を定める
	評価項目	数値目標、必要見込量
第2期 障がい児福祉計画	計画期間	令和3年度～令和5年度（3年間）
	策定内容	児童福祉法に基づくサービスの見込み量、見込み量確保のための方策を定める
	評価項目	数値目標、必要見込量
障がい者 権利擁護支援計画	計画期間	令和3年度～令和5年度（3年間）
	策定内容	障がい者の権利擁護支援に関する施策の基本的な方向性を定める
	評価項目	施策項目

2 評価方法について

P D C Aサイクル（Plan 計画、Do 実行、Check 点検・評価、Action 見直し）の手法で評価を行う。

(1) 重点項目（第4次障がい者基本計画） 全7項目

目標値を設定していないため、関連する事業の取組実績や、活動指標等をもとに総合的に評価を行う。※別紙1参照

(2) 施策項目（第4次障がい者基本計画） 全85事業

施策的な性質の項目のみを評価の対象とし、義務的性質の項目は評価対象から外す。※別紙2参照

例) 評価対象項目

- ・ 既存の高齢者施設（通所介護等）で障がいのある人の受入れができる共生型サービスの申請を高齢者施設へ働きかけます。
- ・ 避難所等で障がいのある人の対応・支援ができるよう、個別支援計画を作成し、それを活用した支援方法について検討します。

例) 対象外項目

- ・ 障がいにより失われたり低下した身体機能を補うための機器等（補装具）の購入、修理、貸与費用を助成します。
- ・ 障がい福祉の制度等をよりわかりやすく周知するための福祉ガイドを発行します。

(3) 数値目標、必要見込量（第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画）設定した目標値や見込量と実績により、評価を行う。

(4) 施策項目（障がい者権利擁護支援計画） 全23事業
尾張東部圏域で定めた広域計画（「尾張東部圏域成年後見制度利用促進計画」）との整合性を図る。

第4次障がい者基本計画 重点項目 評価・管理シート(案)

[令和3年度分]

重点項目1

助けが必要な人の把握と支援へのつなぎ

めざす姿	<p>○福祉サービスに結びついていないすべての人の現状を確認し、支援が必要な人をサービスに結び付けることを目指します。</p> <p>○医療機関に働きかけを行い、医療機関からも支援が必要な人を市につなぎ、必要に応じた支援が提供できる体制づくりを進めます。</p> <p style="text-align: right;"><i>※中間見直しの際に、必要に応じて見直しを行う</i></p>																	
主に関連する事業 (P)	<p>○個別訪問調査</p> <p>○重層的支援体制整備事業</p> <p style="text-align: right;"><i>※必要に応じて事業を足す等の見直しを行う</i></p>																	
令和3年度の 主な取組実績 (D)	<p>例)</p> <p>○個別訪問調査実施件数</p> <table border="1" data-bbox="320 792 1193 934"> <thead> <tr> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇件</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○重層的支援体制整備についての検討会 実施回数 計〇回、参加者(延べ)〇人 現状の課題を整理し、必要な仕組みについて明確化した。</p> <p>○その他の取組、活動指標</p> <p style="text-align: right;"><i>当該年度に実施した「評価の指標」となる取組みについて掲載</i></p>						R3	R4	R5	R6	R7	R8	〇〇件					
R3	R4	R5	R6	R7	R8													
〇〇件																		
評価 (C)	<p style="text-align: center;"><i>取組実績や成果をふまえ、総合的に評価し記載</i></p>					<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">評価※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="font-size: 2em; text-align: center;">B</td> </tr> </tbody> </table>	評価※	B										
評価※																		
B																		
今後の方向性 次年度への課題 (A)	<p style="text-align: center;"><i>評価をふまえた今後の方向性や次年度への課題等</i></p>																	
評価の推移	令和3年度 B	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度												

※「A」想定通り順調に取り組んできている 「B」概ね順調だが、不十分な点が少しある 「C」やや取り組みが遅れている 「D」取り組んでいない

第4次障がい者基本計画 施策項目 評価・管理シート（案）

資料4 別紙2

【評価】

A	実施（達成）
B	実施したが、一部未実施（変更も含む）
C	実施が遅れている（準備中も含む）
D	未実施

基本分野1 生活支援

施策項目1 障害福祉サービス等の充実と質の確保

[令和3年度分]

No.	内容	関係課	取組実績及び進捗状況	評価 (R3年度末時点)	今後の方向性
1	既存の高齢者施設（通所介護等）で障がいのある人の受入れができる共生型サービスの申請を高齢者施設へ働きかけます。	福祉課 長寿課	当該年度の実績や、 評価の指標となる数値等		必要に応じて施策を進めるにあたって の課題や改善の方策等
2	障がいのある人が質の高いサービスを受けられるよう、事業所等に対し、研修等への参加を働きかけます。	福祉課			
3	本市の実情に応じた地域生活支援事業（日中一時支援、移動支援、地域活動支援センター及び訪問入浴）を展開できるよう、ニーズに応じた見直しを必要に応じて行うとともに、サービス利用を促進します。	福祉課			
4	必要なときに必要な人が障害福祉サービス等を受けられるよう、障がいのある人、家族等に対しサービスに関する情報提供を適切に行います。	福祉課			
5	児童福祉法に基づく障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援）及び障害児相談支援の適切なサービス提供を推進します。重症心身障がい児の受入れについては、関係機関や近隣の事業所と連携します。	子ども家庭課			
6	障がいのある人が住み慣れた地域で暮らしていけるよう、グループホームを設置する事業所に対し、社会福祉施設等施設整備補助金の申請のための支援等を行うことにより、新たなグループホーム及び短期入所の設置を目指します。	福祉課			
7	グループホームでの生活が障がいのある人にとって合っているか確認するため、体験する機会を提供します。	福祉課			

第4次障がい者基本計画の施策体系

基本理念を達成するために、特に重点的に取り組む項目7つを「重点項目」として位置づけました。また、基本分野ごとに施策項目をとりまとめました。

なお、重点項目及び施策項目は、国の基本指針等や、本市の現状・特性、各種意識調査、家族会・支援団体からのヒアリング、前計画の進捗状況等を踏まえてまとめました。

基本理念

互いに声を掛け合いながら支え合い 自分らしく暮らせるまち ながくて

重点項目	基本分野	施策項目
助けが必要な人の把握と支援へのつなぎ	1 生活支援	1. 障害福祉サービス等の充実と質の確保（7事業） 2. 包括的な相談支援体制の仕組みづくり（6事業） 3. 経済的な負担軽減のための支援（8事業）
早期からの相談体制の充実と就学前児童の通所先の確保	2 保健・医療	1. 早期発見・支援への取組（6事業） 2. 医療などが必要な人への支援の充実（7事業）
切れ目のない支援体制の充実	3 教育、文化芸術活動・スポーツ等	1. 教育、文化芸術活動・スポーツ等（7事業）
就労に関わる機会の充実	4 雇用・就業	1. 就労支援ネットワークの強化及び障がい者雇用の促進（4事業） 2. 福祉的就労の充実（3事業）
学び・理解、交流による地域共生の推進	5 生活環境	1. 地域における支え合いの体制づくり（6事業） 2. 外出の促進及び移動に関する支援（10事業） 3. わかりやすい情報発信とコミュニケーション（4事業）
医療的ケアを必要としている人への支援体制づくり	6 障がいの理解促進、差別解消、権利擁護支援	1. 障がいの理解と障がいを理由とする差別の解消（7事業） 2. 権利擁護に関する支援（3事業）
災害時に向けた体制づくり	7 防災・防犯	1. 防災及び緊急時の支援の充実（7事業）